

## 日本赤十字社等に寄せられた義援金とその配付状況—その27—

### [全体状況]

日本赤十字社と中央共同募基金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の四団体に寄せられた国内外の皆様方からの東日本大震災の義援金は、2月3日現在で3,478億円です。皆様方の温かいご支援に深く感謝申し上げます。

この義援金は、日本赤十字社等から、まず被災都道県に送金され、各都道県の義援金配分委員会で被災者への配付基準が定められます。その上で、市町村を通じ、銀行口座振込などの形で、被災者の御手元に届けられています。

日本赤十字社等では、12月8日の義援金配分割合決定委員会の決定（※）を踏まえ、9月末までに寄せられた義援金全と、10月以降に寄せられた義援金（送金額算出時点）のほとんどを1月25日に送金し、現在までに募金総額の99.7%の3,466億円が被災都道県に送金されています。

日本赤十字社等で留保されている義援金は、その後寄せられた義援金であり、今後も定期的に送金していく予定です。

また、被災都道県では、今もなお「り災証明」の申請が寄せられ被害状況が確定していないこと、などの事情により今後も新たな被災者への配付などが見込まれることから、一部留保しつつ配付しており、被害が確定次第順次進む予定です。

### （※）第3回義援金配分割合決定委員会（12月8日会合）決定事項

#### 【9月30日までの受付分】

- ・被害指標により、第2次配分ルールに基づきその全額を配分し、義援金募集期間終了後被害状況を確定し精算する。残余があった場合には追加配分する。

#### 【10月以降受付分】

- ・被害指標により、第2次配分ルールに基づき配分し精算は行わないこととし、各都道県の配分委員会で配分基準を検討する。その際、震災遺児・孤児等の被災者支援基金に積み立てるなど、義援金の効果的な活用を期待する。

### <第1次分について>

第1次分は、4月に基本方針（※1）が定められ、1,140億円が市町村に送金されています。

被災者への配付状況は、配付額で1,031億円となっています。市町村に送金された義援金が概ね被災者のお手元に届いています。

#### （※1）4月に定められた基本方針

・死亡・行方不明者	1人当たり	35万円
・住宅全壊（焼）	1戸当たり	35万円
・住宅半壊（焼）	1戸当たり	18万円
・原発避難関係世帯	1世帯当たり	35万円

### <第2次分について>

第2次分は、6月に基本方針（※2）が定められ、2,065億円が市町村に送金されています。

被災者への配付状況は、配付額で1,789億円で、市町村に送金された義援金の9割弱が被災者のお手元に届いています。

（※2）6月に定められた基本方針

- ・被災の程度に応じて被災都道県に配分する。この際、便宜、死亡・行方不明者の数、全・半壊の戸数、原発避難関係世帯の数を、被災の程度の指標とする。
- ・特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体に配分する。

## [被災都道県別の状況]

### （1）被災3県の状況

#### ○岩手県

- ・第1次分は、配付が概ね完了しています。
- ・第2次分は、既に1次分を配付した方への配付が概ね完了しています。

#### ○宮城県

- ・第1次分は、配付が概ね完了しています。
- ・第2次分は、既に第1次を配付した方への配付が概ね完了しています。

#### ○福島県

福島県内では、今もなお「り災証明」の申請が寄せられており被害状況が確定していないこと、などから、大玉村、郡山市、古殿町、中島村、棚倉町、矢祭町では、配付率が低調であり、今後被害が確定次第順次配付予定。

- ・第1次分は、9割弱の配付が概ね完了しています。
- ・第2次分は、
  - ① 市町村に対し被災状況に応じ枠配分とし、市町村に配付基準を委ねることとされたため、市町村における配付基準の策定手続が必要となった
  - ② 東京電力から原発事故の仮払金が支払われた地域の市町村を中心に、第1次分の世帯単位の考え方から第2次分は個人単位に切り替えたなどの事情があり、他県とは異なっていますが、市町村に送金された第2次分の額の8割強の配付が完了しています。ただし、伊達市で配付が開始されていません。

### （2）その他12都道県の状況

#### ①配付が完了している自治体

- ・埼玉県
- ・新潟県

#### ②配付が概ね完了している自治体

- ・北海道
- ・青森県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県

- ・群馬県
- ・東京都
- ・長野県

### ③その他の自治体

○千葉県《配付対象は、第1次分1万1千6百件弱、第2次分9万1千件弱。》

- ・第1次分は、9割弱の配付が完了しています。
- ・第2次分は、第1次分が配付された方への配付は概ね完了していますが、新たな配付基準の設定に伴い、配付額は市町村に送金された額の8割弱に留まっています。

○神奈川県《配布対象は177件》

- ・第1次分、第2次分とも横浜市を除く7市で配付が完了していますが、横浜市《153件》では8割弱に留まっています。横浜市では、新たな被害が確認されたことによるもので、今後配付。